

中国ビジネスで知っておきたい

紛争解決手段としての仲裁実務

～ 紛争解決手段としての訴訟と仲裁の比較、日中間ビジネス契約における仲裁の重要性...等、中国での紛争解決の基本と具体的なケースを踏まえて徹底解説～

開催要領

日時 2019年 6月3日(月) 13:30～17:00

会場 企業研究会セミナールーム(東京・麹町)

講師紹介 中倫律師事務所 東京オフィス パートナー弁護士 孫彦氏

【講師紹介】孫彦(そん げん)氏

2006年北京大學大学院卒業、2013年～2014年ワシントン大学ロースクール客員研究員。日本の大手法律事務所にて10年以上の実務経験を積み、2018年11月から中倫外国法事務弁護士事務所(中倫法律事務所東京オフィス)のパートナー就任。M&A、外商投資企業の破産・清算、中国現地法人の不祥事対応や危機管理、コーポレートガバナンス等、企業法務全般を取り扱っている。2007年から独立行政法人中小企業基盤整備機構国際化支援アドバイザー/海外販路開拓支援アドバイザー。

【主な著書・論文】「中国ビジネス法務の基本がよくわかる本」(秀和システム、2012年3月15日、共著)、法務雑誌「国際商事法務」、「NBL」等に中国の企業再編、紛争解決等に関する数多くの論文を発表している。



ご参加頂きたい方

法務部門もしくは国際部門等に所属され、中国ビジネスの紛争解決の実務についてご関心のある方

■受講料: 1名(税込み、資料代含む)

正会員	32,400円(本体価格30,000円)
一般	35,640円(本体価格33,000円)

■参加要領

当会ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当者宛E-mailからもお申込み頂けます。後日、(開催日1週間前～10日前までに)受講票・請求書をお送りします。

- * 正会員登録の有無など、よくあるご質問(FAQ)は、当会ホームページでご確認いただけます。
([セミナー・会員研究会]→[よくあるご質問])
- * お申込後のキャンセルは原則お受け致しかねますので、ご都合が悪くなった際は、代理出席をお願い致します。
- * 最少催行人数に満たない場合は、中止とさせて頂く場合もございますので、予めご了承ください。
- * 申込書をご送信頂く際はくれぐれもFAX番号をお間違えないようご注意ください。

■お申込・お問合せ先

一般社団法人企業研究会 セミナー事務局
担当/鈴木 E-mail:a-suzuki@bri.or.jp
TEL:03-5215-3511(代) FAX:03-5215-0951
東京都千代田区麹町5-7-2 MFPR 麹町ビル 2F

当会ホームページよりお申込みいただくのが便利です。

企業研究会 セミナー Q 検索

※書面にてお申込みの場合には下記申込書をご記入の上、FAXにてお送りください。

191185-0303		中国ビジネスで知っておきたい紛争解決手段としての仲裁実務	
ふりがな 会社名			
住所	〒		
TEL	FAX		
ふりがな ご氏名	所属 役職		
E-mail			
ふりがな ご氏名	所属 役職		
E-mail			

プログラム

6月 3日
(月)

13:30

途 中
休憩タイム
あ り

【開催にあたって】

中国でビジネスを行う日本企業が、中国企業との国境を跨ぐ紛争や、中国進出後に中国企業との中国国内での紛争に巻き込まれるケースが増えています。このため、中国ビジネスを行っている多くの日本企業にとって、中国ビジネスでの紛争解決に用いられる仲裁を知ることは、極めて重要となっています。

そこで、本セミナーでは、中国での紛争解決の基本を踏まえて、実務上、悩ましい問題点を中心に、具体的な事例を交えて分かり易く解説します。

1．なぜ仲裁なのか

- (1) 紛争解決手段としての訴訟と仲裁の比較
- (2) 日中間ビジネス契約における仲裁の重要性

2．中国での仲裁の利用法

- (1) 日中間で利用される仲裁機関の紹介
- (2) 中国国内での仲裁機関の選択

3．仲裁合意

- (1) 仲裁の分類
- (2) 案件の受理範囲
- (3) 仲裁合意の効力
- (4) 仲裁機関と準拠法

4．基本的な仲裁手続の流れ

- (1) 仲裁手続の流れと仲裁費用
- (2) 管轄異議
- (3) 仲裁人の選任
- (4) 保全措置

5．中国における仲裁判断の承認・執行

- (1) 外国仲裁判断と国内仲裁判断との違い
- (2) 仲裁判断の承認・執行の要件

6．中国における責任財産の調査方法

- (1) 執行難
- (2) 当事者の自力による調査
- (3) 人民法院による調査

17:00

講 師 中倫律師事務所 東京オフィス パートナー弁護士 孫 彦 氏